

先端芸術音楽創作学会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、先端芸術音楽創作学会（英名 Japanese Society for Sonic Arts）と称する。

第2条（事務局）

本会は事務局を愛知県日進市岩崎町竹ノ山 57 名古屋学芸大学メディア造形学部映像メディア学科内に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本会は、コンピュータ音楽を主体とする先端芸術音楽の創作を対象とした研究を促進するとともに、会員相互の交流および国際交流をはかり、学術文化と芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員相互の情報交換
2. 研究会、演奏会等の開催
3. 会誌等の出版物の刊行
4. その他前条の目的を達成するための必要事項
5. JSSA インターカレッジ運営委員会 (Intercollege Steering Committee) との共催による インターカレッジ・ソニックアーツフェスティバル（以下、ICSAF）の実施を通じた、 コンピュータ音楽を研究／創作する大学および諸研究教育組織間の情報交換・交流促進

第3章 会員

第5条（会員種別）

会員は、一般会員、学生会員、賛助会員で構成される。

1. 一般会員は本会の目的に賛同する者とする。
2. 学生会員は本会の目的に賛同する学生とする。

3. 賛助会員は本会の目的事業を賛助する団体または個人とする。

第6条（入会）

本会に入会を希望するものは、所定の書式に則って入会申込をし、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条（会費）

本会の会費は別に定める。

第8条（退会）

本会を退会する者は、本会に申し出る必要がある。

第9条（除名）

会員が次の各項の一つに該当する場合、運営委員会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つけた場合、または本会の目的に違反する行為があった場合。
2. 会費を2年以上滞納した場合。

第10条（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会した場合。
2. 除名された場合。
3. 死亡した場合。
4. 団体賛助会員である組織が解散した場合。

第4章 運営委員

第11条（運営委員及び事務局）

本会の運営にあたり20名程度の運営委員を置く。その中から、会長1名、副会長1～2名、事務局が互選によって定められ、実務にあたる。

第12条（会計監査役）

本会には会計監査役2名をおく。会計監査役は運営委員会により会員の中から委嘱される。任期は2年とし再任を妨げない。

第13条（運営委員の任期と選出）

運営委員の任期は2年とし、総会で協議して決定する。再任を妨げない。

第14条（職務）

1. 会長は、本会の業務をとりまとめ、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。
3. 運営委員は運営委員会を構成し、業務の執行を決定する。

第15条（運営委員の辞任）

1. 運営委員の辞任を希望する者は、理由を付して辞任の意志を運営委員会に表明し、承認されなければならない。
2. 運営委員の補充は運営委員会の決定をもって行う。

第16条（運営委員の解任）

運営委員（会長、副会長、事務局を含む）が次の各項の一つに該当する場合は、運営委員現在数の3分の2以上の議決により、運営委員会はこれを解任することができる。

1. 職務上の違反、その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められる場合。
2. 健康上の理由のため、職務の執行にたえないと認められる場合。

第5章 会議

第17条（総会の召集）

1. 全会員による定時総会は、会計年度終了後3カ月以内に会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または会員現在数の3分の1以上から総会の開催を請求された場合、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
2. 総会の議長は会長とする。
3. 会長は総会開催の日時、場所及び議題の概要を開催期日の2週間前までに会員に通知しなければならない。
4. 会員は検討すべき議題を会長に提案することができる。

第18条（総会の定足数及び議決数）

1. 総会は、運営委員現在数の過半数の出席をもって成立する。ただし、事前に委任状を提出した運営委員は出席とみなす。
2. 総会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、

可否同数の場合は議長の決定による。出席者には、実際に出席している者のほか、委任状を提出した者、事前に意思表明した者及び遠隔参加者を含む。

第19条（総会の議事等の通知）

総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

第20条（運営委員会の召集）

1. 運営委員会は、会長が召集する。ただし、現運営委員の過半数が開催を請求する場合、会長はその請求のあった日から30日以内に運営委員会を召集しなければならない。
2. 運営委員会の議長は会長とする。
3. 会長は運営委員会開催の日時、場所及び議題の概要を事前に運営委員に通知しなければならない。
4. 運営委員は検討すべき議題を会長に提案することができる。

第21条（運営委員会の定足数及び議決数）

1. 運営委員会は、運営委員現在数の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、事前に委任状を提出した運営委員は出席とみなす。
2. 運営委員会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決定による。出席者には、実際に出席している者のほか、委任状を提出した者、事前に意思表明した者及び遠隔参加者を含む。

第22条（議事録）

すべての会議には議事録を作成し、これを保存する。

第6章 会計

第23条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第24条（資産の構成）

本会の資産は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入とする。

第25条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理する。

第26条（経費の支弁）

本会の事業遂行に要する経費は、資産により支弁する。ただし、事業内容によっては運営委員会で検討の上、独立採算とする。

第27条（会計業務）

本会の会計業務は事務局会計担当がこれを行う。

第28条（事業計画および収支予算）

本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、運営委員会の議決を経てこれを決定し、総会で会員に報告しなければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第29条（収支決算）

本会の収支決算書は事務局会計担当が作成し、会計監査を受けた後、運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

第7章 会則の変更

第30条

会則の変更は、総会の議決によって行う。

第31条

会則の変更の決定は、会員の発議により、運営委員会及び総会での討議・議決によって行う。変更には全運営委員の過半数の同意を得た後、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。会議の出席者には、実際に出席している者のほか、事前に意思表明した者および遠隔参加者を含む。なお、会長は事前に発議内容をとりまとめ、告知しなければならない。

第8章 補則

第32条

会則の施行に必要な細則は、運営委員会の議決により別に定め、総会で承認されなければならない。

入会および会費の規定

第1章 会員

第1条

本会に入会する際には、所定の書式に必要事項を記入し、事務局宛に提出する。入会の可否は、運営委員会で決定する。

第2条

会員と認められた者は、速やかに所定の会費を納入する。

第3条

本会を退会しようとする者は、所定の書式に退会理由を記入し、事務局宛に提出することにより退会できるものとする。

第2章 会費

第4条

会員は以下の会費を各年度初頭に納入しなければならない。

一般会員 3000 円

学生会員 1000 円

既納会費は理由の如何を問わず返却しない。

附記 2013 年 12 月 14 日制定。

2015 年 2 月 20 日改訂 4 条 項目 5 追記

2023 年 8 月 5 日改訂 2 条 事務局設置場所の変更